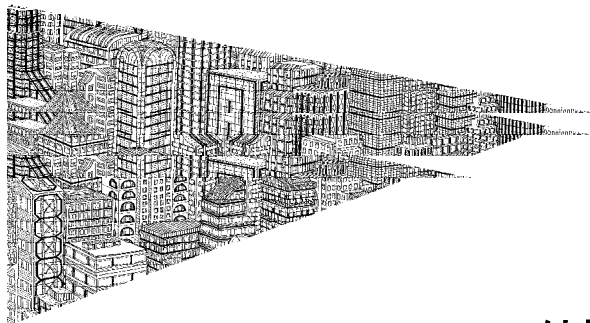


ニュースレター

2012年1月



省略

- ▶ Decree 121はVAT申告・納税対象外ケースの追加；課税されない新たな対象の追加；仮払VAT控除、特に銀行・保険・株式分野に関する規定の変更などVATの一部規定を変更しました。Decree 121は2012年3月1日から発効となります。
- ▶ Decree 122はその他所得、免税所得、新たな対象の課税所得の計算方法、法人税計算際の損金算入不可能な費用、外国人契約者に適用する法人税が所得の比率に従って計算されるなど法人税に関する一部規定を修正・補足しました。Decree 122は2012年3月1日より発効となり、2012年の税年度より適用されます。

付加価値税（VAT）及び法人所得税（CIT）の改定に関する新しい Decree

長期に渡る検討の後、2011年12月27日に政府はVAT及びCITに関するDecree 123とDecree 124を修正、補足するためのDecree 121/2011/ND - CPとDecree 122/2011/ND - CPを発行しました。

下記は主な修正、補足内容の要約となります：

VATに関する Decree 121

VATの申告、納税を要求されない法人と個人の追加

- ▶ ベトナムに存在する納税者のベトナム国外へ提供する物品・役務。但し、出発港と到着港が海外にある国際輸送活動を除外します。
- ▶ 補償、ボーナス、支援金、排出権の譲渡から所得及びその他売掛金。
- ▶ 営業活動を行わない、VAT納税者ではない組織・個人は銀行、信用機関のローン保証のために使用中の資産の売却するケースを含む、資産を売却した時には、VATの申告、納税を要求されません。

VAT 対象とならない項目の追加

- ▶ 再保険
- ▶ 信用補助サービス：国内・海外支払可能のクレジットカード発行。
- ▶ 負債の売却。
- ▶ 外貨営業
- ▶ 証券投資会社の管理、ベトナム証券保管場所で株式の登録・保管に関するサービス、担保取引・株式の売却金額の前払いのための顧客への貸付及びその他財務省の規則に従った株式営業サービス。

仮払い VAT の控除に関する規則の改定

- ▶ 信用機関・再保険会社・生命保険会社・証券会社の仮払 VAT は控除されず、固定資産の原価に追加されます。
- ▶ VAT 課税対象外の商品・役務を生産・販売するための商品・役務は仮払 VAT がすべて控除されます。

法人所得税 (CIT) に関する Decree 122

その他所得の修正・補足

- ▶ プロジェクト譲渡所得、鉱産物の調査・開拓・処理の権限譲渡所得はその他所得の項目に追加されました。
- ▶ 卸資産評価損失引当金の戻入額、金融投資引当金、貸倒引当金、製品保証引当金、給料予備基金への引当金はその他所得に該当しません。

法人所得税 (CIT) の免除所得の追加

- ▶ 排出削減量の認証 (CERs) の譲渡所得は認証の発行日から最大で1年間は免税となります。

課税所得の算定方法の追加

- ▶ 不動産譲渡所得と同様に、プロジェクトの譲渡所得及び鉱山の調査・開拓・処理の権限譲渡所得は税金の申告・納税のために独立に記録する必要があり、その他の事業活動の損益と相殺してはいけません。
- ▶ 資本を譲渡する際に現金ではない資産、もしくはその他の物的便益 (株式、基金証券など) を受領し、課税所得が発生する場合、CIT の対象となります。
- ▶ 株式会社の分割・合併・買収の際に株式交換も行っており、課税所得が発生する場合は CIT の対象となります。

控除と非控除費用の追加

- ▶ マルチレベルの販売会社の代理店に支払うコミッションは10%と制限されません。
- ▶ 失業支援基金 (法律で失業保険の参加義務がない企業を除外) は非控除費用になります。
- ▶ 下記費用は非控除費用となります：実際支払われない、もしくは規定されたサポーティングドキュメントのない給与又は賃金；労働契約、労働協約、会社・総会社・グループ会社の財務規制、会社の規則に規定する社長、会長に支払うボーナス規制などのいずれかに受領要件、受領額を具体的に記載されない場合、従業員向けボーナスや生命保険料。

外国契約者に適用する税率の改定

ベトナム国内に駐在事務所を有するか否かと関係ずに、外国企業のベトナムに於ける物品・役務の売上に対する CIT 税率は下記のように修正・補足されました：

- ▶ レストラン・ホテル・カジノの管理サービス：10% (現行5%)
- ▶ 掘削装置の賃貸：5%
- ▶ ローン金利：5% (現行10%)
- ▶ 海外へ再保険：0.1% (現行2%)
- ▶ 金融派生サービス：2%

付加価値税及び法人所得税に関する修正・補足は 2012 年 3 月 1 日から発効となり、2012 課税年度より適用されます。

重大な変更が行われているため、事業体は上記の修正・補足を正しく適用するように、財務省の最新情報を把握する必要があります。

上記の Decree に関するお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	パートナー
Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	ディレクター
Trang Pham trang.pham@vn.ey.com	ディレクター
Hoang Vu Phan hoang.vu.phan@vn.ey.com	ディレクター
The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com	ディレクター
安西 冬樹 fuyuki.anzai@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

ホーチミン事務所

Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com	パートナー
Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com	エグゼクティブ・ディレクター
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	ディレクター
Thinh Xuan Than thinh.xuan.than@vn.ey.com	ディレクター
Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com	ディレクター
小野瀬 貴久 Takahisa.Onose@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000201

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。